

---

## 目 次

---

### 告示

- 博物館の登録事項の変更について…………… 1
- 

## 告 示

---

### 北海道教育委員会告示第42号

次の博物館に係る登録事項を、博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、平成24年5月28日付けで、変更した。

平成24年6月12日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

- 1 博物館の名称  
日高山脈館
- 2 変更する内容

変更した登録事項	変更前の名称	変更後の名称
博物館の名称	日高山脈館	日高山脈博物館

